一般財団法人日本規格協会

産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS 案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS 案作成規程に基づき、当該 JIS 案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による“JIS 案の作成開始要件”を満たすことの事前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、次ページ以降の JIS 案作成対象テーマについて、理由（必要性）及び期待効果、JIS 案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS 案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下に JIS 素案の調査審議及び作成を行うための WG を設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS 案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS 作成予定一覧表として JSA ウェブサイト掲載いたします。

※選定基準 3（産業標準化の利点・欠点）各コードの内容につきましては、
下記リンク先の 4～5 ページにてご確認いただけます。
「産業標準案等審議ガイドライン」
URL　https://www.jisc.go.jp/jis-act/pdf/shingi-guideline.pdf

産業標準案作成対象テーマ一覧（制定）

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号（制定の場合は，仮の番号）	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由（必要性）	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1（JIS法第2条の産業標準化の対象）	選定基準2（JIS法第1条の法律の目的）	選定基準3（産業標準化の利点・欠点）	選定基準4（国が主体的に取り組む分野の判断基準）	選定基準5（市場適合性に関する判断基準）	JIS素案作成委員会（WG）	作成開始予定
JSA	07 情報	制定	C60300-3-10	総合信頼性マネジメント－第3-10部：適用の指針－保全性及び保全	Dependability management - Part 3-10: Application guide - Maintainability and maintenance	この規格は、総合信頼性の属性である保全性及び保全の基本原則について、あらゆる組織の管理者及び技術・財務担当者に指針を示すものである。 　技術の進歩によって、総合信頼性の対象分野は、製品からシステムへ、更に複雑系、オープンシステムへと広がり、予期しない障害、攻撃及び環境変化が発生するようになった。これらを踏まえ、IEC/TC 56（総合信頼性）では、総合信頼性の主特性である信頼性、保全性、支援性及びアベイラビリティの観点から、所掌する中心的な6規格を再編・改訂する作業を進めている。これに対して、我が国では既に、IEC 60300-3-4:2022（総合信頼性要求事項の仕様）は2023年に、IEC 60300-1:2024（総合信頼性のマネジメント）は2025年に、いずれも対応国際規格の発行後、速やかにJIS化を行った。続いて、IEC 60300-3-14:2024（支援性及び支援）のJIS化に取り組んでいる。 　こうしたことから、最近の市場及び情報技術の実態に即し、また、国際規格との整合を図るために、保全性及び保全についても、IEC 60300-3-10:2025に基づいて、このJISを速やかに制定する必要がある。	この規格の制定によって、最近の市場及び情報技術の実態に即し、国際規格と整合した保全性及び保全を適用したシステム、製品及びサービスの供給・購入が可能となることから、品質の改善及び国際産業競争力の強化に寄与することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語，定義及び略語 ・保全性及び保全の概要 ・マネージャーの責任 ・保全性及び保全のための仕様策定 ・保全性プログラム ・保全プログラム ・ライフサイクルを通じた保全性及び保全のマネジメント ・アシュアランス ・請負業者のマネジメント ・保全性及び保全の情報	－	IEC 60300-3-10:2025 Dependability management - Part 3-10: Application guide - Maintainability and maintenance	IDT	第2条の該当号： 2（設計方法） 対象事項： 鉱工業品	法律の目的に適合している。	利点： ア、オ 欠点： いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2026年10月
JSA	07 情報	制定	X5154	情報配線システム－持続可能性に関する要求事項	Information technology - Implementation and operation of customer premises cabling -Part 5: Sustainability	情報配線システムは、建築物内外における情報通信インフラの中核を担い、その設計、施工、運用及び更新は長期にわたり社会的・経済的影響を及ぼす。近年の情報配線システムにおいては、急激なデジタル技術の進化や社会構造の変化によって、データ大容量化への追従、通信インフラの強靭化、接続技術の高度化、配線の刷新などに伴う環境負荷の低減など、ライフサイクル全体を通じた持続可能性に関わる課題に直面している。 　こうした中で、国際規格において、設計、部材選定、施工、運用・保守、廃棄物管理及び技能要件に至るまで、持続可能性を最大化するための要求事項及び推奨事項について規定するISO/IEC 14763-5（Information technology — Implementation and operation of customer premises cabling — Part 5: Sustainability）が2025年に制定されたことから、我が国においても、前述の情報配線システムに関する社会的・技術的課題に対応するため、当該国際規格に整合したJISを制定することが必要である。	この規格の制定によって、情報配線システムのライフサイクル全体を通じた持続可能性の確保が推進される。具体的には、資材使用量の最適化、エネルギー効率の向上及び再利用の促進も含めた廃棄物の削減による環境負荷の低減が可能になる。さらに、施工・運用に関わる技能要件及び教育訓練の枠組みの明確化による技能水準の均質化及び人材育成の高度化、並びに国際規格との整合化による国際競争力の強化に寄与することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・適合性 ・配線設計 ・部材の選定、包装及び輸送 ・施工、運用及び保守 ・廃棄物管理 ・技能要件及び教育訓練	－	ISO/IEC 14763-5:2025 Information technology - Implementation and operation of customer premises cabling -Part 5: Sustainability	IDT	第2条の該当号： 2（設計方法） 対象事項： 情報配線システム	法律の目的に適合している。	利点： ア、オ、カ 欠点： いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2026年10月

産業標準案作成対象テーマ一覧（制定）

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号（制定の場合は，仮の番号）	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由（必要性）	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1（JIS法第2条の産業標準化の対象）	選定基準2（JIS法第1条の法律の目的）	選定基準3（産業標準化の利点・欠点）	選定基準4（国が主体的に取り組む分野の判断基準）	選定基準5（市場適合性に関する判断基準）	JIS素案作成委員会（WG）	作成開始予定
JSA	07 情報	制定	X18128	情報及びドキュメンテーション－記録リスク－記録管理のリスクアセスメント	Information and documentation － Records risks － Risk assessment for records management	多種多様にして大量の記録情報を扱う現代社会の中で、記録管理を適切に実行していくことが不可欠な時代となったが、情報漏えい及び記録の紛失・改ざんなどの問題が後を絶たない状況である。このための対応策の一つとして、記録の管理におけるリスクアセスメントの規格であるISO 18128:2024が発行された。この国際規格は、ISO 31000（Risk management－Guidelines）（JIS Q 31000が対応）が確立したリスクマネジメントプロセスに基づき、記録管理のリスクアセスメントを行う方法及びガイドを提供するものである。ISO 15489-1（Information and documentation－Records management －Part 1: Concepts and principles）（JIS X 0902-1が対応）が定める基本概念の一つである“評価”（どのような記録を作成及び捕捉し、どれぐらいの期間にわたり記録管理を確保するのかを決めるためのもの）に主要な判断材料を提供して、より着実な記録管理の実現に寄与するとともに、ISO 31000及びIEC 31010（Risk management）（JIS Q 31000シリーズ規格が対応）による組織の全体的なリスクマネジメントフレームワークに、この記録管理のリスクアセスメント結果を組み込むことによって、より適切で確実なリスク対応策を導出できるようにするものである。また、ISO 30301（Information and documentation－Management systems for records－Requirements）（JIS X 30301が対応）が確立した記録のマネジメントシステムに、記録に関連するリスク及びリスクマネジメントの知識及び技法を提供し、補強するものでもある。我が国における記録管理の確立を支援し、組織のリスク対応策をより確実なものとして、組織の合理的で適切な業務活動と経営管理とに資献するために、国際規格ISO 18128に整合したJISを制定する必要がある。	この規格の制定及び周知によって、記録管理の着実な実施の支援、及び組織全体の確実なリスク対応策の導出への支援を通して、組織の業務活動及び経営管理がより合理的で適切なものとなるとともに、組織への信頼を確立することが期待できる。また、記録が使用できなくなること、記録の信頼性、真正性及び完全性の喪失、記録の紛失並びに改ざんを防止することを通して、組織活動及び経営管理を支援し、組織への信頼を確立することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・中核となる概念 ・範囲，コンテキスト及び基準の決定 ・リスクアセスメント技法の使用 ・リスク特定 ・リスク分析 ・リスク評価	－	ISO 18128:2024 Information and documentation － Records risks － Risk assessment for records management	IDT	第2条の該当号: 7（作成方法、使用方法） 対象事項: 記録管理	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人情報科学技術協会のWG	2026年10月